

～感染症、地震・水害などの災害に備えよう～

ファイナンシャル・プランナー

FPが教える!

# 小規模事業者のための マネープラン



ひとりひとりの夢をかたちに  
日本FP協会

本冊子は2021年11月30日時点での情報です。最新の情報は各機関のHP等でご確認ください。

## はじめに

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業環境や生活環境が大きく変わり、飲食サービスなどの個人事業主や小規模企業の経営者は大きな打撃を受けています。

また、昨今の異常気象の影響により、この先も様々なリスク(感染症、自然災害など)が生じる可能性があり、予断を許しません。

このようなリスクに備えるためにも、長期的な視野に立ったマネープランの立て方や、状況に応じた資金の確保方法をしっかり考えておきましょう。



～感染症、地震・水害などの災害に備えよう～

ファイナンシャル・プランナー

# FPが教える! 小規模事業者のための マネープラン

## 1 感染症や自然災害がおよぼすリスクと、 リスクへの備え方

感染症や自然災害の影響は「事業」と「家計」にダメージをおよぼす ..... 4P  
リスクに備えるためには長期的なマネープランが必要 ..... 4P  
長期的なマネープランをつくる4つのSTEP ..... 5P

## 2 事業の継続のために 「事業資金」を確保しよう

当面の運転資金を確保するには? ..... 6P  
取引先の突然の倒産に対応するには? ..... 7P  
経営者の退職金を準備するには? ..... 7P  
従業員の退職金を準備するには? ..... 8P  
販売促進の資金を確保するには? ..... 8P  
防災・減災・感染症の対策に対して支援を受けるには? ..... 9P

## 3 自分自身の「老後資金」を確保しよう

年金制度のしくみを理解しよう ..... 10P  
国民年金の保険料と給付額(個人事業主) ..... 11P  
厚生年金の保険料と給付額(法人経営者) ..... 12P  
「国民年金+α」と「厚生年金」はどちらが得? ..... 13P  
「個人事業主」と「法人経営者」はどちらが得? ..... 14P  
iDeCo(個人型確定拠出年金) ..... 15P

まとめ ..... 15P

# 1 感染症や自然災害がおよぼすリスクと、リスクへの備え方

感染症や自然災害が「事業」と「家計」におよぼすリスクは甚大です。今から長期的なマネープラン

を立てて、将来に備えましょう。

## ① 感染症や自然災害の影響は「事業」と「家計」にダメージをおよぼす

### 今後も起こりうるリスクに備え「事業」と「家計」を守る対策を!

2020年に入ってから世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症。突然起こったパンデミックは、個人事業主や小規模企業を営む経営者に大きな打撃を与えました。外出自粛などの影響は飲食店だけでなく関連する多くの業種におよび、廃業に追い込まれた小規模事業者も少なくありません。

この新型コロナウイルス感染症の脅威は、2022年に入ってもまだ続いています。また昨今、地球温暖化

などの影響による異常気象、地震といった自然災害も増えており、今後も予断を許さない状況といえるでしょう。

個人事業主や小規模企業の経営者がこれらのリスクに直面したとき、「事業」だけでなく、自身の「家計」も大きなダメージを負う可能性があります。

事業資金を確保しながら自身の生活もしっかり守るためにも、平時からリスクに備える姿勢を持ち、いざというときに対応できるよう早めに備えておきたいものです。

## ② リスクに備えるためには長期的なマネープランが必要

### 将来のお金が「見える化」できるキャッシュフロー表を活用しよう

リスクにしっかりと対応できる「事業」と「家計」をつくるためには、長期的なマネープランの構築が欠かせません。特に個人事業主や小規模企業の経営者の場合、「事業にかかるお金」と「自身の生活にかかるお金」の両方を同時に考えなくてはならないため、その分、計画的な備えが必要となるのです。

長期的なマネープラン構築のために役立つのが、将来にわたって「かかるお金」、「入ってくるお金」、「貯蓄額」の推移をまとめた「キャッシュフロー表」の作成です。次のページに簡単な作成方法を紹介していますので、ぜひ挑戦してみてください。自身で作成するのが難しい場合は、FP（ファイナンシャル・プランナー）に相談してみるのも一つの方法です。



## 長期的なマネープランをつくる4つのSTEP

### STEP 1 年間の収入を書き出してみよう

日々の暮らしで使えるお金を把握するために、まずは額面の収入金額から税金（所得税、住民税）と社会保険料を引いたお金「可処分所得」を確認しましょう。

収入金額	所得税	社会保険料	住民税※	年間の手取り収入(可処分所得)
夫 万円	万円	万円	万円	万円
妻 万円	万円	万円	万円	万円
年間収入合計				万円 A

※納税通知書か、給与明細の住民税額×12で計算

額面の収入金額から所得税、社会保険料、住民税を差し引いた金額が「可処分所得」(生活費などに回せるお金)となる。

### STEP 3 年間の貯蓄額を計算しよう

年間収入から年間支出を差し引いた金額が、年間貯蓄額です。ただし、使途不明金が多いとこの数式どおり貯蓄ができないため、使途不明金を減らすことが大切です。

$$\text{年間収入合計} \text{ 万円 } \text{ A } - \text{年間支出合計} \text{ 万円 } \text{ B } = \text{年間貯蓄額} \text{ 万円}$$

一般的な家庭には使途不明金がある場合も多く、上記の数式どおり貯蓄できない場合がある。この使途不明金を減らすことが、家計改善のポイントに!

STEP1~4を記入できる  
フォーマットはこちら!

日本FP協会

<http://www.jafp.or.jp/know/fp/sheet/>



### STEP 2 年間の支出を書き出してみよう

次に支出を見ていきましょう。基本生活費、住居関連費、車両費、教育費、保険料、その他の支出など、さまざまな項目に分けて管理することがポイントです。

支出項目	内容	毎月の支出①	年に数回の支出②	年間の支出①×12+②
基本生活費	食費、水道光熱費、通信費、日用雑貨費、教養娯楽費など	万円	万円	万円
住居関連費	住宅ローン、管理費、積立金、固定資産税など	万円	万円	万円
車両費	駐車場代、ガソリン代、自動車税など	万円	万円	万円
教育費	学校教育費、塾代、習い事の費用など	万円	万円	万円
保険料	家族全員の保険料	万円	万円	万円
その他の支出	レジャー費、交際費、冠婚葬祭費など	万円	万円	万円
年間支出合計				万円 B

### STEP 4 キャッシュフロー表をつくってみよう

最後に、長期的な収支と貯蓄残高の推移をチェックするためのツールである「キャッシュフロー表」を作成し、将来の家計を見据えたうえで人生設計を立てましょう。

年	年	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	15年後	20年後
収入	収入												
支出	支出												
貯蓄額	貯蓄額												
収入合計	収入合計												
支出合計	支出合計												
年間貯蓄額(A-B)	年間貯蓄額												

### ポイントを押さえて支出を減らそう

#### 家計のムダを省く

- 1) 使途不明金を少なくする
- 2) 固定費を削減する
- 3) 変動費を削減する

#### 固定費を見直すポイント

- 保険料を見直す…必要保障額を計算してムダな保険を解約
- 住宅費を見直す…家賃の安い物件に引越す、住宅ローンの借り換え、繰り上げ返済
- 教育費を見直す…本当に必要な習い事だけを残す
- その他の固定費(隠れ固定費)を見直す…通信費、車の維持費、新聞の購読代、タバコ、ギャンブル、定期的な飲み会など

# 2 事業の継続のために「事業資金」を確保しよう



突然の売り上げダウンや取引先の倒産などから自身や従業員を守るべく、利用できる公的な制度・サービスを確保しておきましょう。

## 売上減や資金ショートには公的制度をうまく活用しよう

新型コロナウイルス感染症や自然災害などのリスクに見舞われた場合、売上減少や資金ショート、資産の損害などに直面する可能性があります。資金ショートは中小企業にとってまさに命取りですから、普段から資金調達の方法をしっかりと考えておきたいものです。

資金調達を考えると、ファーストステップとなるのが、公的な制度の活用です。当面の運転資金の確保

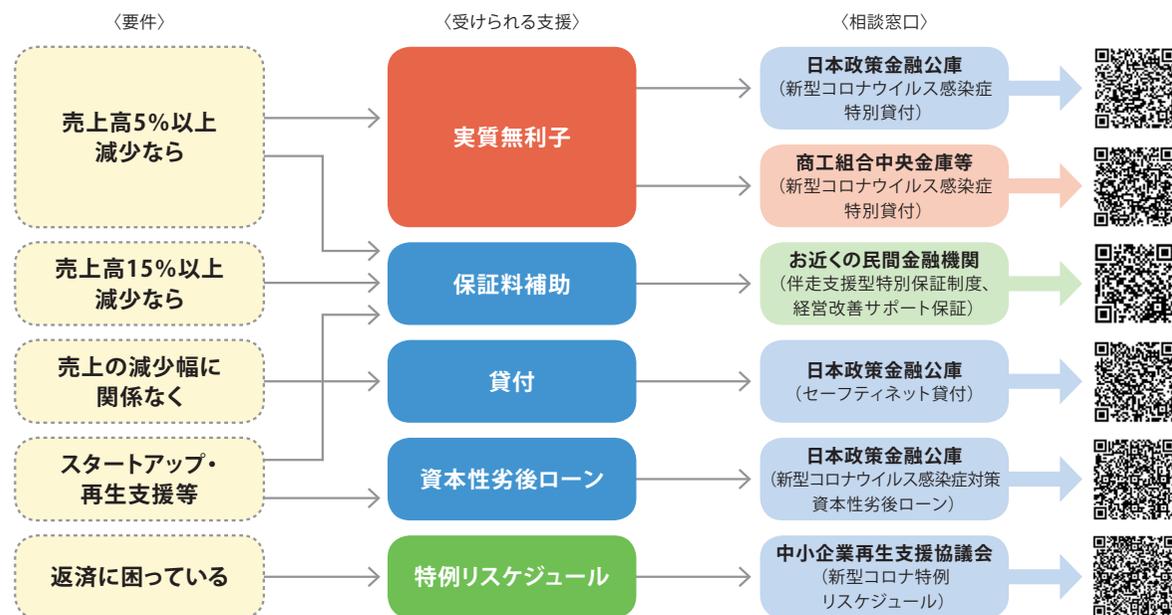
が厳しい場合は、売上の状況に応じて資金の貸付制度や、保証料の補助制度などを利用することができます。新型コロナウイルス感染症の影響による資金ショートに特化した無利子貸付制度などもありますので、新型コロナウイルス感染症により事業が打撃を受けている方は、うまく活用しましょう。

このほか、取引先の倒産による経営難や連鎖倒産を防ぐ制度、経営者や従業員の退職金を確保するための制度、事業の販促にかかる費用を補助する制度なども紹介していますので、参考にしてください。

## ① 当面の運転資金を確保するには？

状況に応じて貸付や支援を受けられる資金繰りの制度を利用しよう

### 【小規模企業・個人事業主向けの資金繰り制度】



出所：中小企業向け資金繰り支援内容一覧（経済産業省ホームページ）

※注意1：法人、中規模企業が使える制度もあります。詳しくは「中小企業向け資金繰り支援内容一覧」をご覧ください。  
※注意2：利用を検討する場合は必ず詳細をご確認ください。

中小企業向け  
資金繰り支援  
内容一覧



小規模企業の要件 製造業、建設業、運輸業、その他の業種……従業員20人以下  
卸売業、小売業、サービス業……従業員5人以下

## ② 取引先の突然の倒産に対応するには？

経営難に陥る事を防ぐための制度で最大8,000万円借入できる  
【経営セーフティ共済】

ポイント

- 借入可能額：最大8,000万円**  
無担保・無保証人で掛金の10倍まで借入が可能
- 取引先が倒産後にすぐに借入ができる**  
取引先が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借入ができる
- 掛金の税制優遇措置が受けられる**  
掛金月額は5,000円～20万円まで自由に選べ、増額・減額可能  
また、掛金は全額損金算入できるので、節税効果がある
- 解約手当金が受け取れる**  
自己都合の解約であっても、掛金を40カ月以上納めていれば、掛金全額が戻る  
(ただし、12カ月未満は掛け捨て)

【申し込み先】 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、銀行、信用金庫など

中小機構HP



## ③ 経営者の退職金を準備するには？

個人事業を廃止・会社役員が退職した場合共済金を受け取れる  
【小規模企業共済制度（経営者の退職金制度）】

ポイント

- 掛金：毎月1,000円～70,000円（500円刻み）**  
加入後も増額、減額が可能。また、納付した掛金は全額所得控除扱いになり、節税効果がある
- 共済金の受け取り：一括、分割、一括と分割の併用が可能**  
受け取った共済金は退職所得扱い、公的年金等の雑所得扱いとなり、税制メリットがある  
ただし、解約の場合は一時所得として取り扱われる
- 低金利の契約者貸付け制度を利用できる**  
納付した掛金合計額の範囲内で事業資金などの貸付けが可能、しかも低金利で、即日貸付けも可能

【申し込み先】 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、銀行、信用金庫など

中小機構HP



## ④ 従業員の退職金を準備するには？

単独で退職金制度を持つことが困難な企業は  
国が「従業員の退職金積立」をサポート

### 【中小企業退職金共済制度(中退共)】

ポイント

- (1) 掛金は16種類から選択が可能  
国からの掛金の助成もあるため、事業主の負担が軽くなる  
(初加入の事業主は掛金月額2分の1(上限5,000円)を1年間助成  
18,000円以下の掛金を増額した場合、増額分の1/3を1年間助成)
- (2) 掛金は全額損金算入が可能になり、節税効果がある
- (3) 事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できる  
(事業主、法人の役員、小規模企業共済に加入の方は不可)
- (4) 従業員ごとの納付状況など中退共が一括管理  
また、退職金は中退共から直接従業員に支払われる

【申し込み先】 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、銀行、信用金庫など  
事業主が従業員を対象に中退共本部と「退職金共済契約」を結ぶ形になる

中退共HP



## ⑤ 販売促進の資金を確保するには？

経営計画に沿った販路開拓等に取り組む企業は  
その費用を支援する助成金制度を活用しよう

### 【小規模事業者持続化補助金】

ポイント

- (1) 経営計画を作成した上で行う販路開拓の取り組みを支援する  
機械装置、広報費、展示会出展費、開発費などの事業遂行に必要な経費が補助対象となる
- (2) 補助金額：経費総額の2/3、3/4(最大50万円 or 100万円：条件による)
- (3) 対象：小規模企業のみ(個人事業主も対象)  
製造業、建設業、運輸業、その他の業種⇒従業員20人以下  
卸売業、小売業、サービス業⇒従業員5人以下

【申し込み先】 商工会議所、商工会

※申請した事業計画書を審査して、補助金の交付が決定します。申請したすべての事業者に補助金が交付されるわけではありません。

持続化補助金



## ⑥ 防災・減災・感染症の対策に対して支援を受けるには？

防災、減災、感染症の対策に取り組む企業は  
金融支援・税制優遇制度を利用しよう

### 【事業継続力強化計画】

ポイント

- (1) 事業者は防災、減災、感染症に対する対策の計画を立案  
計画の認定後には、下記の支援策が受けられる
  - ① 金融支援  
日本政策金融公庫の低利融資、信用保証の別枠など計画の取り組みに対する資金調達の支援を受けられる
  - ② 税制優遇  
計画に従って取得した対象設備について、取得金額の20%の特別償却を受けることができる
- (2) 計画認定を受けた事業者はものづくり補助金等の一部の補助金において、  
加点を受けることができる

【問い合わせ先】 各経済産業局

中小企業庁HP



# 3 自分自身の「老後資金」を確保しよう

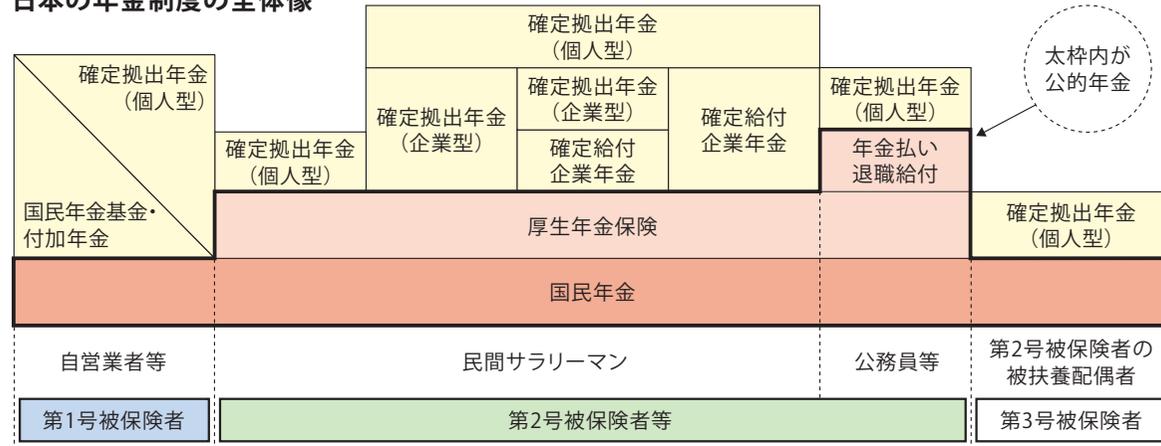


個人事業主や小規模事業の経営者は、事業資金と併せて老後資金への備えも必要です。自身の

年金についてもしっかりと把握しておきましょう。

## ①年金制度のしくみを理解しよう

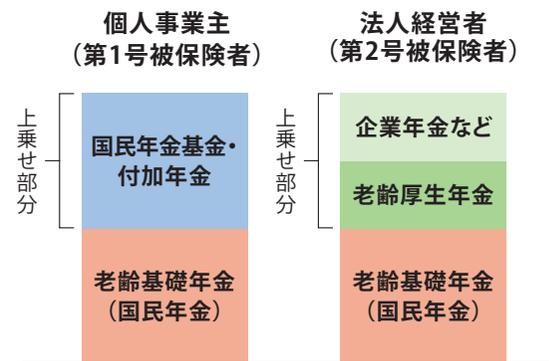
日本の年金制度の全体像



### 小規模事業者の年金は個人事業主と法人経営者で異なる

小規模事業者は大企業のサラリーマンよりも将来もらえる年金額が少ないため、早い段階で老後資金を増やすための自助努力が必要です。また、同じ小規模事業者でも、年金が国民年金（1階）と厚生年金（2階）の2階建てである「法人経営者」（第2号被保険者）と、国民年金のみの1階建てである「個人事業主」（第1号被保険者）では、受け取れる年金額が違ってきます。下図にそれぞれの保険料と給付金額をまとめましたので、違いを確認しておきましょう。

### 個人事業主と法人経営者の年金の違い



### 個人事業主・法人経営者の支払い保険料と給付金額

	個人事業主(第1号被保険者)	法人経営者(第2号被保険者)
支払保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金(R3): 16,610円/月/人</li> <li>付加保険料: 400円/月/人</li> <li>国民年金基金: 上限68,000円</li> </ul> 加入は任意 <small>※課税所得によって変わる</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準報酬月額による</li> <li>事業主と個人の折半</li> <li>第2号被保険者の被扶養配偶者(第3号被保険者)は保険料なし</li> </ul>
給付金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金(R3): 780,900円/年(満額)</li> <li>付加保険料: 96,000円/年(満額)</li> <li>国民年金基金: 掛金(加入口数)による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金(R3): 780,900円/年(満額)</li> <li>厚生年金: 標準報酬月額による</li> </ul>

## ②国民年金の保険料と給付額(個人事業主)

### 【国民年金の保険料】

令和3年度の国民年金保険料: 16,610円/月/人

※保険料額の計算方法

国民年金保険料 = 平成16年の制度改正で決められた保険料額 × 保険料改定率

保険料改定率 = 前年度保険料改定率 × 物価変動率 × 実質賃金変動率

### 【国民年金の給付額】

令和3年度の国民年金給付額: 780,900円/年(満額)

ただし、給付金額は保険料納付状況によって異なります。

$$780,900円 \times \left[ \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{4}{8} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額納付月数} \times \frac{6}{8} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{7}{8}}{40年(加入可能年数) \times 12月} \right]$$

出所: 日本年金機構ホームページ

### Column 年金受給額を増やす制度を利用しよう

国民年金のみの受給となる第1号被保険者が年金受給額を増やすため、「国民年金基金」と「付加年金」という2つの制度があります。それぞれの特徴を確認したうえで上手に活用し、年金受給額アップを図りましょう。

国民年金基金制度とは、自営業者・フリーランスなどの個人事業主が上乗せ可能な公的な年金制度

#### 【国民年金基金(個人事業主)】

(1) 保険料: 選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、性別によって決定

(2) 掛金の上限: 月額68,000円  
iDeCoとの合算で68,000円以内

(3) 給付額: 加入口数で受け取る年金額が決定  
給付の型は終身年金A型・B型、確定年金I型・II型・III型・IV型・V型の全部で7種類ある

【申し込み先】 全国の国民年金基金

国民年金保険料に付加保険料を上乗せして受給する年金額を増やす

#### 【付加年金(個人事業主)】

(1) 保険料: 400円/月/人

例: 400円 × 480月(40年) = 192,000円 40年間の保険料

(2) 給付額: 200円 × 付加保険料納付月数

例: 200円 × 480月(40年) = 96,000円/年/人(満額)

※2年以上付加年金を受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

【申し込み先】 市区町村役場

※注意 「国民年金基金」と「付加年金」を併用することはできません。

### ③ 厚生年金の保険料と給付額 (法人経営者)

老齢厚生年金は、会社員や法人経営者など、現役時代に厚生年金に加入していた人が受給できる年金です。厚生年金保険料は労使折半。また受給額は、満額

が年780,900円（令和3年度）と決まっている老齢基礎年金と異なり、加入していた期間や標準報酬月額などによって決まります。

### 【厚生年金の保険料】

#### 事業主と個人の折半

第2号被保険者の被扶養配偶者（第3号被保険者）は保険料なし

例：標準報酬月額41万円の場合の厚生年金保険料  
 全額：75,030円（18.3%） 折半：37,515円（9.15%）

令和2年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和2年度版）

等級	標準報酬月額	報酬月額		一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
				全額	折半額
		円以上	円未満	18.300%	9.150%
1	88,000	~	93,000	16,104.00	8,052.00
2	98,000	93,000	~	101,000	17,934.00
3	104,000	101,000	~	107,000	19,032.00
4	110,000	107,000	~	114,000	20,130.00
5	118,000	114,000	~	122,000	21,594.00
6	126,000	122,000	~	130,000	23,058.00
7	134,000	130,000	~	138,000	24,522.00
8	142,000	138,000	~	146,000	25,986.00
9	150,000	146,000	~	155,000	27,450.00
10	160,000	155,000	~	165,000	29,280.00
11	170,000	165,000	~	175,000	31,110.00
12	180,000	175,000	~	185,000	32,940.00
13	190,000	185,000	~	195,000	34,770.00
14	200,000	195,000	~	210,000	36,600.00
15	220,000	210,000	~	230,000	40,260.00
16	240,000	230,000	~	250,000	43,920.00
17	260,000	250,000	~	270,000	47,580.00
18	280,000	270,000	~	290,000	51,240.00
19	300,000	290,000	~	310,000	54,900.00
20	320,000	310,000	~	330,000	58,560.00
21	340,000	330,000	~	350,000	62,220.00
22	360,000	350,000	~	370,000	65,880.00
23	380,000	370,000	~	395,000	69,540.00
24	410,000	395,000	~	425,000	75,030.00
25	440,000	425,000	~	455,000	80,520.00
26	470,000	455,000	~	485,000	86,010.00
27	500,000	485,000	~	515,000	91,500.00
28	530,000	515,000	~	545,000	96,990.00
29	560,000	545,000	~	575,000	102,480.00
30	590,000	575,000	~	605,000	107,970.00
31	620,000	605,000	~	635,000	113,460.00
32	650,000	635,000	~	118,950.00	59,475.00

出所：日本年金機構ホームページ

### 【厚生年金の給付額】

平均標準報酬額40万円、厚生年金保険加入年数40年の場合、厚生年金受給額は105.2万円／年

平均標準報酬額	厚生年金保険加入年数							
	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
10万円	3.3万円	6.6万円	9.9万円	13.2万円	16.4万円	19.7万円	23.0万円	26.3万円
20万円	6.6万円	13.2万円	19.7万円	26.3万円	32.9万円	39.5万円	46.0万円	52.6万円
30万円	9.9万円	19.7万円	29.6万円	39.5万円	49.3万円	59.2万円	69.1万円	78.9万円
40万円	13.2万円	26.3万円	39.5万円	52.6万円	65.8万円	78.9万円	92.1万円	105.2万円
50万円	16.4万円	32.9万円	49.3万円	65.8万円	82.2万円	98.7万円	115.1万円	131.5万円

※上記早見表は本来水準による概算

### ④ 「国民年金 + α」と「厚生年金」はどちらが得？

#### ① 「国民年金 + 付加年金」と「厚生年金」

本人 + 配偶者（専業主婦・主夫）の場合

	個人事業主 + 配偶者（第1号被保険者）	法人経営者（第2号被保険者） + 配偶者（第3号被保険者）
支払保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金 (R3) 16,610円/月/人 × 2人分 = 33,220円</li> <li>付加保険料 400円/月/人 × 2人分 = 800円</li> <li>合計：34,020円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬月額：20万円 厚生年金保険料</li> <li>全額：36,600円（折半：18,300円）</li> </ul>
給付金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金 (R3) 780,900円/年（満額） × 2人分 = 1,561,800円</li> <li>付加年金 96,000円/年（満額） × 2人分 = 192,000円</li> <li>合計：1,753,800円/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金 (R3) 780,900円/年（満額） × 2人分 = 1,561,800円</li> <li>厚生年金 報酬月額：20万円 40年 = 526,000円</li> <li>合計：2,087,800円/年</li> </ul>

同程度の保険料・保険料支払い期間でも、法人経営者の方が給付額が多い

#### ② 「国民年金 + 国民年金基金」と「厚生年金」

本人 + 配偶者（専業主婦・主夫）の場合

	個人事業主 + 配偶者（第1号被保険者）	法人経営者（第2号被保険者） + 配偶者（第3号被保険者）
支払保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金 (R3) 16,610円/月/人 × 2人分 = 33,220円</li> <li>国民年金基金：本人17,995円 + 配偶者21,245円 = 39,240円 ※1口目A型、2口目以降A型2口、B型1口の例</li> <li>合計：72,460円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬月額：40万円 厚生年金保険料</li> <li>全額：75,030円（折半：37,515円）</li> </ul>
給付金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金 (R3) 780,900円/年（満額） × 2人分 = 1,561,800円</li> <li>国民年金基金：618,600円 × 2人分 = 1,237,200円</li> <li>合計：2,799,000円/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金 (R3) 780,900円/年（満額） × 2人分 = 1,561,800円</li> <li>厚生年金 報酬月額：40万円 40年 = 1,052,000円</li> <li>合計：2,613,800円/年</li> </ul>

同程度の保険料・保険料支払い期間の場合、個人事業主の方が給付額が多い

※条件によって結果は異なるため、注意が必要です

## ⑤「個人事業主」と「法人経営者」はどちらが得？

### 一定規模の売り上げが望めるなら 法人経営の方がメリット大

事業を始めるとき、個人事業主と法人経営のどちらが良いか、悩む人も多いのではないのでしょうか。個人事業主として事業を始めるメリットは、創業時にかかるお金や手間が少ないことです。しかし、最大税率が45%と高く、所得が多くなると支払う税金が高くな

ってしまううえ、年金が老齢基礎年金（国民年金）のみで給付額が少ないというデメリットもあります。

一方、法人経営の場合、初期費用が高い、手続きが煩雑といったデメリットはありますが、最大税率が低い、厚生年金が受給できるなど、利点も多くあります。会社の信用度も高くなるため、ある程度の規模の売り上げがあり、事業を大きくしていきたい場合は法人化した方がメリットは大きいといえそうです。

### 個人事業主・法人経営者の支払い保険料と給付金額

	個人事業主	法人経営者
会社の信用性（取引、借金）	比較的低い	比較的高い
創業時の煩雑さ	開業届のみ	定款・登記など煩雑
創業手続き費用	ゼロ	6～20万円
資本金	不要	資本金1円でも設立可能だが、実質数百万円以上は必要
決算手続きの煩雑さ	個人の確定申告	法人の確定申告
決算手続き費用	自分で可能（費用ゼロ）	税理士費用30～50万円
税金の支払いと優遇	所得が大きくなると税金が高い 最大の税率45% 節税の余地は小さい	最大の税率23.2% 節税の余地は大きい
健康保険の保険料	支払額は同程度 傷病手当金がない	支払額は同程度 傷病手当金がある
年金の保険料と給付額	国民年金だけなら支払額は少ない 国民年金のみの場合給付額は少ない 自助努力が必要（国民年金基金、iDeCoなど）	厚生年金の支払額は国民年金より多い（ただし、会社と折半） 国民年金のみにくらべると厚生年金の給付額は多い 自助努力は必要（iDeCoなど）
事業の継続性、発展性	低い	高い

手続きが面倒で、お金はかかるが、法人の方が利点が多い



## Column 個人事業主・法人経営者が共に利用できる 個人型確定拠出年金「iDeCo」で老後資金を増やそう

個人型確定拠出年金、iDeCo（イデコ）は、任意で加入できる個人年金制度です。毎月一定の掛金を積み立て、自身で選んだ金融商品で運用することで、60歳以降に掛金と運用益の合計額を受給することができます。

### 個人事業主・法人経営者の支払い保険料と給付金額

個人事業主 学生等 (第1号被保険者)	専業主婦(夫)等 (第3号被保険者)	会社員等 (第2号被保険者)		公務員等共済加入者 (第2号被保険者)
拠出限度額 月額6.8万円 (年額81.6万円)	拠出限度額 月額2.3万円 (年額27.6万円)	拠出限度額 月額2.3万円 (年額27.6万円)	拠出限度額 月額2.0万円 (年額24.0万円)	拠出限度額 月額1.2万円 (年額14.4万円)
国民年金基金 または国民年金 付加保険料との 合算枠			企業型DC 拠出限度額 月額1.55万円 (年額18.6万円)	確定給付年金 厚生年金基金 (確定給付企業年金) 拠出限度額なし
国民年金基金 (iDeCoとの 重複加入可)			企業型DC 拠出限度額 月額3.5万円 (年額42.0万円)	確定給付年金 厚生年金基金 (確定給付企業年金) 拠出限度額なし
			厚生年金	
			基礎年金	
				年金払い 退職給付等

※出所：国民年金基金連合会iDeCo公式ホームページ

#### メリット

- ・掛金は全額所得控除となる
- ・運用で得た利益が非課税となる
- ・受け取るときも税制優遇がある（年金の場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」の対象となる）

#### デメリット

- ・掛金に限度額がある
- ・60歳にならないと引き出せない
- ・10年以上の加入が必要（60歳引出の場合）

国民年金基金  
連合会  
iDeCo公式HP



節税効果もあるので、小規模事業者の老後資金づくりにはメリットが大きい

## まとめ

## 小規模事業者のマネープラン構築には 「事業面」と「家計面」の資金確保が必要

### ① 事業面：事業資金の確保

事業資金の確保は、事業存続の肝と言えます。円滑に資金を調達するためには、公的な制度を最大限に利用することが大切です。

普段から公的制度に興味を持ち、情報を入手することを心がけましょう。

### ② 家計面：自身の老後資金の準備

小規模事業者は、会社員とくらべて将来もらえる年金が少なくなります。

そのため早い段階で、老後資金を増やす自助努力が必要です。今回紹介した「小規模企業共済」や「付加年金」などの制度を使って、早めに老後に備えましょう。